

吉村委員提出資料

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対策強化について

東京都生活文化局消費生活部
部長 吉村幸子

1 販売預託商法への対応

悪質な販売預託商法に対応するためには、「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を改正し、以下を新たに定めることが必要であると考えます。

(1) 商品・権利の指定制の撤廃

すべての商品・権利を対象とするべきである。

(2) 業務・財産状況の明示

業務及び財産の状況について、事務所における閲覧ではなく、契約締結時及び契約期間中、定期的に、業務・財産状況報告書を交付するなどの方法で、消費者に対して明示することを事業者が義務付ける必要がある。

(3) 事業者の行為規制等

- ・ 不招請勧誘の禁止
- ・ 誇大広告の禁止
- ・ 誇大広告及び不実告知が疑われる事案に関して合理的根拠を示す資料の提出を消費者庁が求めることができる規定の設置（提出がなかった場合に根拠がないとみなす規定を含む）
- ・ クーリング・オフ期間を14日間から20日間に延長
- ・ 不実告知及び故意の事実不告知による消費者の契約取消しの導入

(4) その他

- ・ 事業者に対し、破綻に備えた営業保証金の供託などを求める必要がある。
- ・ 法違反が明らかである場合に限らず、消費者庁が事業者に対し報告を求めることができ、また立入検査を実施できることを明確にする必要がある。
- ・ 預託取引を行う事業者の登録制度の必要性についても検討するべきである。

2 特定商取引に関する法律の改正

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）を改正し、以下を新たに定めることが必要であると考えます。

(1) 「継続的役務提供契約」一般に対する規定整備等

契約期間が1か月を超える継続的役務提供契約一般について特定商取引法の対象とし、契約内容や解約条件等を明確に説明する概要書面・契約書面の交付義務を事業者に課すべきである。ただし、学校教育法など他の法律による規制が存在する継続的役務を除く。

さらに、消費生活相談の多い「タレント・モデル養成講座」「精神修養講座（自己啓発セミナー等）」「プログラミング教室」については、「特定継続的役務」に追加する必要がある。

(2) 適合性原則の徹底

投資、副業、連鎖販売取引などの「儲かると告げて誘引する契約」について、学生などの資力のない者に借金をさせて契約させることの禁止を、より明確にする必要がある。

(3) 業務提供誘引販売取引の対象拡大

自らは業務を提供又はあつせんしないものの、「当該契約をすれば、業務による利益が得られる」と表示・告知して、消費者に将来の業務利益を期待させ、契約させる事業者に対し、広く特定商取引法を適用できるよう、定義規定を緩和する必要がある。

(4) 合理的な根拠を示す資料の提出

「効果・効能等」の表示・告知に対してだけではなく、それ以外の不実と疑われる表示・告知に関しても、事業者に対し合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるようにすべきである。

3 通信販売に関する規定の追加（経済のデジタル化・国際化への対応）

「消費者の脆弱性につけ込む悪質商法への対応」として、特定商取引法の通信販売に関する規定において、以下を新たに定めることが必要であると考える。

- インターネット通販において、消費者の意に反して契約の申込みをさせようとする行為（クリックすると申込みとなることを消費者が容易に認識できるようにしていない行為）があった場合に、消費者の契約取消しを認める。
- 誇大広告等により消費者が誤認して購入の申込みをした場合に、消費者の契約取消しを認める。
- アフィリエイトなど関係者の行う誇大広告等について、通販事業者が責任を負うことを明確にする。さらに、報酬を得て通販広告をブログに掲載する者に、ブ

ログ上の分かりやすい位置に「広告」と明示することを義務付ける。

- 表示義務事項の一部記載省略可能規定は、インターネット通販においては原則廃止する。
- 継続的な商品・役務の提供契約において、消費者の契約解除を妨げる行為（例えば、消費者の解約申出窓口を、混み合っていて結果的につながらない電話に限定すること等）を禁止する。